

医 事 課

1. 医師、歯科医師の行政処分等について

(1) 医師等に対する再教育研修に係る弁明の聴取について

平成19年度から、医師及び歯科医師の行政処分対象者に厚生労働大臣が再教育研修受講を命ずることとなったが、被処分者にとっては不利益処分となるため、処分に先立って弁明の聴取を行う必要がある。

行政処分対象者の意見の聴取等については、かねてより御協力いただいているところであるが、当該聴取の際に併せて、再教育研修に係る弁明の聴取も行って頂きたい、引き続き御協力をお願いする。

(2) 医療関係資格者の行政処分対象事案の把握等について

医療関係資格者の行政処分対象事案の把握については、かねてより御協力いただいているところであるが、情報入手の適正化の観点から平成16年より医師及び歯科医師が刑事事件の被疑者として起訴された場合及び判決が出された場合に、法務省から当省に対し、医師の氏名、事件の概要等の情報が提供されることとなっている。

このため、法務省から提供のあった情報を含め、各都道府県に判決書の入手等を依頼することとしているので、引き続き御協力をお願いする。

また、その他の医療関係資格者の対象事案の把握及び判決書の入手等については、従前の取扱いと同様である。

2. 医師等の資格確認について

(1) 医療機関、保健所等における資格確認について

医療機関等において、医師、歯科医師及びその他の免許資格職種を採用する場合は、免許証等の原本により資格を有していることの確認を求めているほか、保健所等において、免許証の再交付申請があった場合は、厳密に本人確認を行うよう求めているところである。

免許資格職種の資格確認については、昭和47年1月19日付医発第76号、昭和53年3月20日付医発第289号及び昭和60年10月9日付健政発第676号により通知しているところであり、関係部局、貴管下保健所、病院、診療所等関係機関に対し、厳正な資格確認を行うよう徹底願いたい。

(2) 医師等資格確認検索システムについて

医師法及び歯科医師法の一部改正により、昨年4月から医師及び歯科医師（以下、「医師等」という）の氏名、性別、医籍及び歯科医籍の登録年月日、処分に関する事項を公表することとなったところであ

り、厚生労働省ホームページ上に検索システムを設けている (<http://licenseif.mhlw.go.jp>) ので、ご利用願いたい。

また、現行のシステムは、医籍（歯科医籍）に対応して氏名等を公表しているところであるが、本年4月を目途に、医籍（歯科医籍）のうち、2年ごとの医師及び歯科医師の届出（医師法第6条第3項又は歯科医師法第6条第3項）があった者について検索するシステムに改修する予定であるので、御承知おき願いたい。

なお、医療機関等における医師等の資格確認に当たっては、あくまでも免許証等の原本により行い、この検索システムで資格確認を行ったこととすることのないよう指導方願います。

（3）免許申請書の取扱いについて

免許に係る事務については、個人に関する情報を扱うものであり、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）においては「保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない（第6条）」旨規定されており、各都道府県個人情報保護条例においても同趣旨の規定が置かれているところであるので、都道府県から国への申請書の進達は原則として郵送とされたい。

3. 医師臨床研修制度について

(1) 医師臨床研修制度に係る報告書

平成19年12月に、「医道審議会医師分科会医師臨床研修部会報告書」が取りまとめられたところである。（厚生労働省のホームページ参照；<http://www.mhlw.go.jp/shingi/idou.html#isi-kensyu>）

報告書の中では、研修プログラムの柔軟化や指定基準、指導体制の充実を明記している他、医師の地域偏在と研修医の募集定員についても触れており、研修体制の質の向上を図りつつ、総数については是正していくことが盛り込まれている。また、病院群の変更、研修プログラムの変更、研修協力施設の変更等の事務手続関係については弾力的な運用及び負担軽減を図る観点から軽減方策を検討することなども盛り込まれている。

現在、報告書をもとに必要な省令改正及び通知改正の作業を行っており、年度末までに作業を終わらせ、報告書の各項目毎に実行可能なものから順次取り組んでいきたいと考えている。

また、報告書において「医師としての社会的な役割を認識するために重要であると考えられる保健所における研修については、研修医の受け入れや研修内容の充実に関し、今後とも地方自治体の理解と協力を求めることが必要である」とされており、各都道府県におかれては、新制度の趣旨を踏まえ、円滑かつ着実な実施に向けて引き続きご協力をお願いしたい。

(2) 臨床研修に係る補助金

新制度施行5年目に当たる平成20年度予算案では、医師臨床研修費補助金は対前年度約1億円減の161億円を計上した。この中では、新たに緊急医師確保対策経費として、都市部の臨床研修病院の研修医が医師不足地域等で研修を行った場合に支援する経費や医師不足地域等の臨床研修病院の研修医確保経費（PR経費）、医師不足地域等における指導医に係る経費の重点的な支援等を計上している。

(3) 臨床研修を修了した旨の医籍への登録

臨床研修を修了した際には、その旨の医籍に登録することとなっている。

この際の申請書は、医師免許申請とは異なり、保健所を通さずに地方厚生局を経由して厚生労働省医政局医事課に送付することとなっており、一昨年及び昨年の会議でもお知らせしているが、各都道府県においても、医籍への登録の申請を速やかに行うよう、臨床研修病院に対し、周知を図っていただきたい。

報告書のポイント①

【研修プログラム】

- ・ 当初の12か月においても、必修科目（小児科、産婦人科、精神科、地域保健・医療）の研修を、一定期間に限って可能とする。
- ・ 医師不足地域における病院での研修が積極的に行われることが望ましい。

【臨床研修の到達目標】

- ・ 医学的知見や医療制度の変化に伴い、例えば、常設の検討組織を設置するなど、適時、必要な改正が可能となるシステムを構築することが重要である。

【臨床研修病院の体制等の充実】

○ 臨床研修病院の指定基準の充実

- ・ 質の維持・向上のために、指定基準を適宜見直すべき。例えば、「必要な診療科の確保、救急医療の提供」などについては、研修協力施設を含めないこととする。
- ・ 原則として、指導医講習会を受講したことを指導医の要件とすべきである。
- ・ 病床数8床に対し研修医1人という経過措置などについては、原則として平成21年3月をもって廃止すべきである。

報告書のポイント②

【臨床研修病院の体制等の充実】

- 臨床研修病院の評価
 - ・ 評価のあり方や、特に第三者評価の基準や方法、実施体制の確保について、検討を進めるべきである。
- 指導体制の充実
 - ・ 指導医に過度の負担がかからず効果的な指導が行える体制や指導医としての実績が医療機関内で適切に評価を受ける仕組みを作ることが重要である。理想的なモデルが集約・提示され、全国的に周知される必要がある。
- 医師の地域偏在と研修医の募集定員
 - ・ 研修医の募集定員について、臨床研修病院の指定基準見直し等により、研修体制の質の向上を図りつつ、総数については是正
 - 例) 病床数8床に対し研修医1人を、10床に1人など
 - ・ 地域毎のバランスを調整
 - 例) 研修医が集中し、かつ全体の医師数の多い地域について、新規指定や研修医の募集定員の増員の留保
 - ・ 研修医が集中し、かつ全体の医師数の多い地域の臨床研修病院、大学病院に対し、募集定員減の要請
 - ・ 複数年にわたり研修医がいない都市部の研修病院の指定の見直し
 - ・ 都市部の臨床研修病院の研修医が、医師不足地域等で研修を行うための支援²

報告書のポイント ③

【臨床研修を含む医師養成のあり方】

- ・ 文部科学省の医学教育モデル・コア・カリキュラム改訂に関する恒常的な体制の構築と改訂の検討、厚生労働省の医師国家試験の出題基準の検討等、本報告書において提言している到達目標を適宜適切に改善するシステムについて、必要に応じて合同で会合を開催するなど、連携協力して進めることが必要である。
- ・ 基礎医学振興の方策について、大学院教育の充実やキャリア形成への支援等について文部科学省を中心に十分な検討がされることが望ましい。
- ・ 臨床研修後の大学病院や地域の医療機関での情報を集約し一元的に提供できるような仕組みを検討すべきである。

【その他】

- ・ 病院群の変更、臨床研修プログラムの変更、研修協力施設の変更等については、弾力的な運用を行うことが可能となるよう検討すべきである。

【おわりに】

- ・ 研修修了者に関する調査を実施するなど、制度の施行状況の検証を行い、その結果に基づいて所要の措置を講じる。

4. 女性医師の就業支援について

(1) 女性医師バンク

医師再就業支援事業として、平成19年1月30日に開設した女性医師バンクは、全国2か所に事務所を設置して、再就業を希望する女性医師に対して就業斡旋を行っている。

平成20年度においては、コーディネーターを増員して相談機能の充実・強化を図ることとしており、各都道府県におかれては、管内の市町村や医療機関、関係団体等に本事業の活用を周知いただけるようご協力をお願いします。

(2) 女性医師復職研修支援事業

出産や育児等により離職せざるを得なかった女性医師が不安なく再就業するための研修を希望するにあたり、都道府県が受付・相談窓口を設置し、研修受入医療機関の紹介、復職後の勤務態様に応じた研修を実施するものである。都道府県においては、研修実施にあたり、研修受入医療機関の選定及び女性医師への周知方をお願いします。

5. 病院勤務医の勤務環境の整備について

(1) 医師交代勤務等導入促進事業

産科・小児科を中心に病院勤務医の過重労働の軽減が重要な課題であることを踏まえ、医師の勤務環境の改善を図るため、退職医師・開業医等を活用し、交代勤務制、変則勤務制等を導入する病院に対して、これら勤務体制の導入に必要な経費を補助するものである。

補助事業の積極的な活用をお願いします。

(2) 病院勤務医勤務環境改善事業

医師が本来業務である診療に専念することで、医師の負担軽減が図れるよう、現在医師が行っている様々な事務を補助する医療クレークを配置した場合及び交代勤務制、変則勤務制等の勤務体制の導入した場合の医師の業務負担軽減効果等を集計・検証し、今後の病院内における勤務環境の改善に役立てる。

なお、集計・検証等は民間調査研究機関への委託を予定しているところである。

また、この集計・検証による報告書は、都道府県等に対し配布する予定であるので積極的な活用をお願いします。

6. 医師派遣型研修システム創設支援事業(マグネットホスピタル研修)について

都道府県が医師確保のため、マグネットホスピタル等を選定し、研修等の実施について調整を行い、医師確保が困難な地域の医師がマグネットホスピタル又はマグネットホスピタルの医師が医師不足地域の病院において研修を行うために必要な経費の補助を行うものである。

平成20年度においては、対象経費に指導医にかかる経費を追加すること及び都道府県を経由したマグネットホスピタルへの間接補助を新たに盛り込むこととしており、補助事業の積極的な活用をお願いする。

7. 医師及び医療関係職と事務職員等との間等での役割分担の推進について

昨年末、各医療関係職種間で適切に役割分担を図り業務を行うため、書類作成などの医師等でなくても対応可能な業務について整理を行い、通知を発出したところである。各都道府県におかれては各医療機関において効率的な業務運営がなされるよう、管内の関係機関に周知願いたい。

8. 医療従事者の養成について

- (1) 医師等医療関係職種の国家試験については、各職種の更なる質の向上を図る観点から、適宜、試験の改善を図り、その実施に努めているところである。

また、平成19年度の国家試験は、別冊の関係資料のとおり実施するので、合格発表後の免許申請手続きにあたっては、引き続き適切な実施方をお願いする。

- (2) 当課で所管する各医療関係職種の養成所については、近年、理学療法士、作業療法士等の新設校が増加している状況にあるが、今後は新設校のみならず既存校においてもその質の確保が重要となっていることから、各養成所の年次報告書等を踏まえ、各地方厚生局を中心として必要に応じ適宜個別に指導を行っていく予定である。

9. あはき無資格者の取締り等について

あん摩、マッサージ又は指圧について、無資格者が業として行っているとの情報が当課に多く寄せられているところである。

このため、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下「あはき法」という。）第1条により、免許を有さない者については、あん摩、マッサージ又は指圧を業とすることはできないこととなっていることについて、周知・啓発を図りたい。

また、免許を受けないであん摩、マッサージ又は指圧を業とする者の取扱いについては、「免許を受けないであん摩、マッサージ又は指圧を業とする者の取締りについて」（昭和39年11月18日付け医発第1379号）において示している趣旨を踏まえ、保健所等関係機関とも連携し、その徹底を図りたい。

さらに、あはき法第1条のあん摩、マッサージ又は指圧が行われていない施設において「マッサージ」等と広告することについては、同施設においてあん摩マッサージ指圧が行われていると一般人が誤認するおそれがあり、公衆衛生上も看過できないものであるため、各都道府県におかれても、このような広告を行わないよう指導方お願いします。

（関連のホームページ）

無資格者によるあん摩マッサージ指圧業等の防止について

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/i-anzen/hourei/061115-1.html>

